

茨城県最低賃金の改正諮問を行いました！

令和7年7月7日



写真(左)は佐藤局長

写真(右)は清山会長

令和7年7月7日(月)、茨城労働局長は、茨城地方最低賃金審議会会長に対し、茨城県最低賃金の改正について、調査審議を求める旨の諮問を行いました。

今後、諮問を受けて、茨城地方最低賃金審議会では、茨城県最低賃金の改正について調査審議が行われます。

現在の茨城県最低賃金は、**時間額1,005円**(令和6年10月1日発効)で、茨城県内の事業場で働く全ての労働者に適用されています。

※最低賃金の詳細については、「**最低賃金制度**」で検索してください。

【問合せ先】

茨城労働局労働基準部賃金室

TEL:029-224-6216